

第95期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況
株式会社の支配に関する基本方針
連結注記表
個別注記表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

大井電気株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役は、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、公正且つ適切な経営の実現のため、当社の経営理念、行動規範、法令遵守に関する規程等に従い、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
 - イ. 取締役は、取締役会規則等に定められた付議事項や報告事項等に関し、取締役社長及び他の取締役の職務執行が適正に行われるよう相互に監督をするものとし、その職務執行状況について、監査役会の定める監督基準及び監査計画に基づく監査役の監査を受ける。
 - ウ. 取締役社長は、経営理念、行動規範、法令遵守に関する規程等に定めるコンプライアンスの重要性を繰り返し使用人に伝えるとともに、業務執行を担当する取締役に、使用人等に対するコンプライアンス教育・啓発活動を行わせ、各種相談窓口等その他実践的運用の充実を図る。また市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体と一切の関係を遮断し、毅然とした態度で対応する。
 - エ. 取締役会は、業務執行部門から独立させた監査室による、各部門の業務執行状況の内部監査を定期的かつ必要に応じ実施させ、その結果について取締役社長を通すなどの方法により報告させる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務に係る情報は、社内規程に基づき、その重要性に応じて適正かつ確実な保存及び管理を行う。
 - イ. 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程等に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。
 - i) 株主総会議事録と関連資料
 - ii) 取締役会議事録と関連資料
 - iii) 常務会議事録と関連資料
 - iv) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書等
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 取締役会は、事業に関連する内外のさまざまなリスクに関する規程を定め、リスク管理体制の実践的運用を実施する。

- イ. 取締役会は、リスク種別毎の責任部署を定め、全体のリスクを総括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。
- ウ. 取締役会は、監査室により各部門毎のリスク管理状況の監査を定期的かつ必要に応じ実施させ、その結果について取締役社長を通すなどの方法により報告させる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役会は、合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等に基づき、取締役社長及び取締役の業務執行を行わせる。また、それらの規程は法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は見直す。
- イ. 取締役会は合理的な経営方針を策定し、全社的な重要事項について検討する常務会等の有効活用や各部門間の連携確保のための制度の整備・運用、また取締役に対する必要かつ効果的な研修の実施等を行う。
- ⑤ 当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社の主体的な経営意思を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき重要事項等についての報告を受けることや子会社へ取締役または監査役を派遣することにより、子会社の取締役の職務執行を監督する。
- イ. 連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査室と監査役、子会社の監査役及び会計監査人との緊密な連携等の充実を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」といいます。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、補助使用人を置くこととし、補助使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得る。
- ⑦ 補助使用人の取締役からの独立性と指示の実行性の確保に関する体制
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑧ 当社及びグループ会社の取締役並びに使用人が、当社の監査役会に報告をするための体制と報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社は、コンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るため、企業倫理ヘルプライン窓口を整備し、運用する。
- イ. 当社は、監査役または企業倫理ヘルプライン窓口に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由に、不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務

の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 当社は、監査役の職務執行上必要な費用を確保するため、毎年度ごとに一定額の予算を設ける。

イ. 当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告する。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

① 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制を整備し、運用しております。

② その他業務の適正を確保するために必要な体制

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、「大井電気行動規範」を策定するとともに、教育・研修を定期的実施することで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るため企業倫理ヘルプライン窓口を整備し、運用しております。

リスク管理につきましては、効果的・効率的に進めるためリスク種別毎の責任部署による対応を基本とする体制をとっておりますが、その対応状況については、常務会・取締役会等でフォローを行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 当社は、中長期的な企業価値の向上を基本目標としつつ、利益配分については、当期の業績及び今後の業績動向、将来への成長投資、財務体質の強化を総合的に勘案し、中長期的な株主利益の向上を図ることを基本方針といたします。

② 内部留保資金につきましては、将来の事業展開や今後の急速な技術革新に備え、新製品・新技術の研究開発投資並びに設備投資等に充当することにより、業績の向上に努め、体質の強化を図ってまいります。

株式会社への支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年6月28日開催の第92期定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただき「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」）が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

本プランで定める買付ルール（以下、「本ルール」といいます。）は以下のとおりであります。

- ① 当社取締役会は、買付者等に対して、大規模買付け等の実行に先立ち、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した

書面の提出を求めます。

- ② 当社取締役会は、買付者等に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報の提供を求めます。
 - ③ 当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間を設定し、速やかに開示いたします。
 - ④ 独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。
 - ⑤ 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに新株予約権発行等の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。
- (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本ルール設計にあたり、以下の原則を充足することを確認することにより、本ルールが前記基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的に資するものであるとともに、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされる際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、2016年6月28日開催の第92期定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入しております。今後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

ア. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動また不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

イ. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ウ. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数…………… 4 社

連結子会社の名称

日本フィールド・エンジニアリング株式会社

日本テクニカル・サービス株式会社

オオイテクノ株式会社

株式会社エヌ・エフ・サービス

(2) 非連結子会社の数…………… 1 社

非連結子会社の名称

株式会社クリエイト・オオイ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法は適用しておりません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品、原材料……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品、貯蔵品……主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

工具器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)……定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……役員の賞与支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社の役員退職慰労金制度につきましては、従来、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上してはりましたが、2018年5月11日開催の取締役会において、2018年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会において役員退職慰労金の打切り支給について承認可決されました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払い分78,800千円を「長期未払金」として表示しております。

なお、一部の連結子会社については引き続き、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を固定負債の「役員退職慰労引当金」として計上しております。

- ⑤ 工事損失引当金……受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持ち受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

(追加情報)

当社が受託した新規システム開発案件において、ソフトウェア開発期間の延長に伴い、大幅なコストが増加する見込みとなりましたので、かかるコストを見積り、将来発生すると見込まれる損失額1,015,000千円を工事損失引当金として計上しております。

当該対応コストについて、現時点で可能な限り合理的な見積りを実施しておりますが、遂行スケジュール、体制、作業内容及び損害金等について顧客と協議中であることから、今後の協議の進捗やその結果等により、変動する可能性があります。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

- 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- . その他の工事
工事完成基準（検収基準）
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- . 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～14年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ハ. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- 二. 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ② 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

表示方法の変更に関する注記

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	447,887千円
土地	734,948千円
投資有価証券	52,030千円
計	1,234,866千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	80,000千円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,119,836千円

3. 保証債務 2,666千円

従業員の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	14,700,000株	-株	13,230,000株	1,470,000株
合計	14,700,000株	-株	13,230,000株	1,470,000株
自己株式				
普通株式(注)	1,847,397株	45株	1,667,224株	180,218株
合計	1,847,397株	45株	1,667,224株	180,218株

(注) 1. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の減少13,230,000株は株式併合によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加45株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

4. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,667,224株は、株式併合による減少1,621,614株、株式報酬制度に伴う譲り渡しによる減少45,610株(株式併合前45,610株)によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	64,263千円	5円	2018年3月31日	2018年6月11日

(注) 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、内規に従い取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことにより、リスク軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価や発行体の財務状況等を定期的に把握し、取引先企業との関係を勘案のうえ、保有状況を継続的に見直すこととしております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,380,100千円	3,380,100千円	-千円
(2) 受取手形及び売掛金	5,371,721千円	5,371,721千円	-千円
(3) 電子記録債権	372,951千円	372,951千円	-千円
(4) 投資有価証券	450,806千円	450,806千円	-千円
資産計	9,575,579千円	9,575,579千円	-千円
(1) 支払手形及び買掛金	2,071,334千円	2,071,334千円	-千円
(2) 電子記録債務	86,588千円	86,588千円	-千円
(3) 未払金	1,550,213千円	1,550,213千円	-千円
負債計	3,708,136千円	3,708,136千円	-千円

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	88,600千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	3,379,139千円	-千円	-千円	-千円
受取手形及び売掛金	5,371,721千円	-千円	-千円	-千円
電子記録債権	372,951千円	-千円	-千円	-千円
合計	9,123,811千円	-千円	-千円	-千円

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 4,798円54銭
- 1株当たり当期純損失 △2,157円39銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純損失は、当連結会計年度に行いました株式併合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、半製品、材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品、貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし貯蔵品のうち事務用品・工場消耗品類は最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
工具器具備品	2～20年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～18年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- (4) 工事損失引当金……………受注工事の損失発生に備えるため、当期末手持ち受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

(追加情報)

当社が受託した新規システムにおいて、ソフトウェア開発期間の延長に伴い、大幅なコストが増加する見込みとなりましたので、かかるコストを見積り、将来発生すると見込まれる損失額1,015,000千円を工事損失引当金として計上しております。

当該対応コストについて、現時点で可能な限り合理的な見積りを実施しておりますが、遂行スケジュール、体制、作業内容及び損害金等について顧客と協議中であることから、今後の協議の進捗やその結果等により、変動する可能性があります。

(追加情報)

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社の役員退職慰労金制度につきましては、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、2018年5月11日開催の取締役会において、2018年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会において役員退職慰労金の打切り支給について承認可決されました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払い分78,800千円を「長期末払金」として表示しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ. その他の工事
工事完成基準（検収基準）

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理…退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建	物	360,343千円
土	地	77,904千円
計		438,247千円

なお、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,085,744千円

3. 保証債務 2,666千円

従業員の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 75,687千円

短期金銭債務 141,098千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 241,690千円

仕入高 776,608千円

営業取引以外の取引高 581,748千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式 (注)	1,847,397株	45株	1,667,224株	180,218株
合計	1,847,397株	45株	1,667,224株	180,218株

- (注) 1. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加45株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,667,224株は、株式併合による減少1,621,614株、株式報酬制度に伴う譲り渡しによる減少45,610株（株式併合前45,610株）によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	113,382
たな卸資産	92,252
退職給付引当金	1,064,211
資産除去債務	25,926
繰越欠損金	275,423
その他	607,279
繰延税金資産小計	2,178,475
評価性引当額	△1,902,732
繰延税金資産合計	275,743
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△38,846
繰延税金資産の純額	236,896

関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

1. 親会社及び法人主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	三菱電機(株)	東京都千代田区	175,820,770	各種電気機械器具、電子応用機械器具、産業機械器具、通信機械器具、その他一般機械器具及び部品の製造並びに販売	(被所有)直接 19.27%	当社製品の販売及び同社製品等の一部につき購入	情報通信機器の販売	2,459,251	売掛金	445,144

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	日本フィールド・エンジニアリング(株)	東京都品川区	75,000	電気通信工事事業ならびに通信設備工事業、電気工事業	53.18%	当社製品の据付及び保守 役員の兼任	貸付金の回収	300,000	短期貸付金	-
							利息の受取	366	-	-

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

3,239円04銭

2. 1株当たり当期純損失

△2,249円79銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純損失は、当事業年度に行いました株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。